

鈴木隆子 様

こんばんわ、船後靖彦事務所の小林@自宅です。

この度は国際医療福祉大学乃木坂スクールの公開講義で、私の拙い話を聞いていただき、また丁寧なレポートをいただき、ありがとうございます。編集者として、文章書く・読むのは慣れていますが、話すのはまた違う技術が必要と痛感いたしました。

谷口明広さんの自立生活を修士論文で取り組まれつつ、社会福祉法人を運営されているだけに、制度の運用実態についての的確なご指摘ありがとうございます。

確かに、重度訪問介護は単価が安い割に 24 時間、長時間にわたるため、スポットで入る身体介護や生活支援と比べてもヘルパー確保が難しいようです。私の知っている障害者の所に入っている重訪のヘルパーさんは学生アルバイトが多く、毎年明けて卒業シーズンは介助者不足のピークとなるようです。

重度訪問介護という制度の大本は障害者運動が創ったわけですが、重訪だけでなく、ホームヘルプ・移動支援、生活保護他人介護特別基準などの介護保障全般、所得保障(障害者年金)、アクセス(交通アクセス、建物のバリアフリー)、公営住宅への単身入居、欠格条項の撤廃などの法的権利などなど、障害者施策のほとんどは当事者運動が創り伸ばしてきたと言えます。そのあたりは高齢者福祉、児童福祉の歴史と大きく違うのではないかと存じます。

そして 15 年ほど前から、障害者支援に関わる介助者の側からの運動も起きています。もちろん報酬単価をもっと上げて、介助する側の条件改善も目指してですが、利用者である障害当事者と対立するものではなく、当事者運動と共に伴走し続けるための主体形成のための運動です。

谷口さんの伝記のご執筆について、パーソナルアウスタンスとの関係などについても探求していただけると嬉しく存じます。

今回のゲスト講義の経験は、重度訪問介護の問題を通して、障害のある人の自立した生活を支える制度はどうあるべきか、またそれを創るための社会の意識変化、政治の場でどう展開していくかを考える良い機会となりました。

あらためて、ゆきさんに感謝申し上げると共に、皆さんからの感想も参考にしてみたいと存じます。

今後ともよろしく願い申し上げます。

小林律子